

教職員の標準職務例

1. 教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師）

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備・運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

[出典：教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月17日付け2初初企第14号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）]

2. 養護教諭

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関する こと	健康診断、救急処置、 感染症の予防及び環 境衛生等に関するこ と	健康診断の実施（計画・実施・評価及 び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康 状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びア レルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参 画
		健康相談及び保健指 導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への 健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関する こと	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等へ の周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持を はじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関す ること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織 （保健部）等への参画
2	主として保健 教育に関する こと	各教科等における指 導に関すること	各教科等における指導への参画（ティ ーム・ティーチング、教材作成等）

備考

- （一）養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担任する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- （二）校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

〔出典：養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）（令和5年7月5日付け5初健食第5号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長・健康教育・食育課長通知）〕

3. 栄養教諭

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育 その他の学校の 教育活動に 関すること	各教科等における指 導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食 指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関 する指導その他の学校の教育活動への 参画（ティーム・ティーチング、教材 作成等）
		食に関する健康課題 の相談指導に関す ること	食に関する健康課題を有する児童生徒 への個別的な相談指導（実態把握、相 談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者から の相談への対応
2	主として学校 給食の管理に 関すること	栄養管理に関す ること	学校給食実施基準に基づく栄養管理 （献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関す ること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管 理（学校給食施設及び設備の衛生、食 品の衛生並びに学校給食調理員の衛生 の管理、学級担任等や学校給食調理員 への指導・助言）
3	主として学校 の管理運営に 関すること	学校の組織運営に 関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職 責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民 等との連携及び協力 の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者と の連絡及び調整
		その他学校の管理運 営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

備考

- (一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA 対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

〔出典：栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）（令和7年4月30日付け7初健食第2号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長・健康教育・食育課長通知）〕

4. 事務職員

○ 事務職員の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	総務	就学支援に関する こと	就学援助・就学奨励に関する事務
		学籍に関する こと	児童・生徒の転出入等学籍に関する 事務 諸証明発行に関する事務
		教科書に関する こと	教科書給与に関する事務
		調査及び統計に 関すること	各種調査・統計に関する事務
		文書管理に 関すること	文書の収受・保存・廃棄事務 校内諸規定の制定・改廃に関する 事務
		教職員の任免、 福利厚生に 関すること	給与、諸手当の認定、旅費に 関する事務 任免・服務に関する事務 福利厚生・公務災害に関する 事務
2	財務	予算・経理に 関すること	予算委員会の運営 予算の編成・執行に関する 事務 契約・決算に関する事務 学校徴収金に関する事務 補助金・委託料に関する 事務 監査・検査に関する事務
3	管財	施設・設備及び 教具に 関すること	施設・設備及び教具（ICT に 関するものを含む。以下同 じ。）の整備及び維持・ 管理に関する事務 教材、教具及び備品の整備 計画の策定
4	事務全般	事務全般に 関すること	事務全般に係る提案、助言 （教職員等への事務研修の 企画・提案等） 学校事務の統括、企画及び 運営 共同学校事務室の運営、 事務職員の人材育成に 関すること

[出典：事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月17日付け2初初企第15号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）]

○ 他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして、事務職員が積極的に参画する職務の内容及びその例

区分	職務の内容	職務の内容の例
校務運営	学校の組織運営に関すること	企画運営会議への参画 各種会議・委員会への参画・運営 学校経営方針の策定への参画 業務改善の推進
	教育活動に関すること	カリキュラム・マネジメントの推進に必要な人的・物的資源等の調整・調達等（ICT を活用した教育活動に資するものを含む） 教育活動における ICT の活用支援 学校行事等の準備・運営への参画
	学校評価に関すること	自己評価・学校関係者評価等の企画・集計・結果分析等
	保護者、地域住民、関係機関等との連携及び協力の推進に関すること	学校と地域の連携・協働の推進（学校運営協議会の運営、地域学校協働本部等との連絡調整等） 学校施設の地域開放に関する事務 保護者、専門スタッフ、関係機関等との連絡調整
	危機管理に関すること	コンプライアンスの推進 学校安全計画や学校防災計画等の各種計画等の策定 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・改訂 安全点検の実施
	情報管理に関すること	情報公開、情報の活用 広報の実施 個人情報保護に関する事務等

[出典：事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月17日付け2初初企第15号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）]